

# 今治市議会新型コロナウイルス感染症対応指針

(令和3年3月25日 議会運営委員会決定)

## 1 目的

この指針は、今治市議会における議員の感染予防対策、及び議員等が感染又は感染の疑いがある場合の対応について定めるものとする。

## 2 感染予防対策

議員は次の感染予防対策に努めるものとする。

- ① マスク等の着用
- ② 手洗い、手指の消毒、咳エチケットの徹底
- ③ 3密（密閉、密集、密接）の回避
- ④ 定期的な検温など、平常時における健康状態の把握
- ⑤ 感染拡大地域への訪問自粛
- ⑥ 県の警戒レベルに応じた感染回避行動の徹底

## 3 感染又は感染の疑いがある場合の対応

### (1) 議員本人の感染が疑われる場合

- ① 37.5℃以上の発熱や体調がすぐれない場合は、登庁しない。
- ② 感染者となるおそれが高まった場合は登庁を自粛し、速やかに議長に報告する。
- ③ 医療機関を受診した場合は、その結果を議長に報告する。

### (2) 議員本人が感染者又は濃厚接触者となった場合

- ① 保健所の指示に従い行動し、速やかに議長に報告する。
- ② 医師又は保健所の許可が出るまでは、登庁しない。
- ③ 議員本人が感染者となった場合は、県の公式発表後、市議会において報道発表及び市議会ホームページでの公表を行う。公表する内容は、議員が、いつ、何名、陽性者となったという事実とする。

### (3) 議員の同居家族が感染者又は濃厚接触者となった場合

- ① 保健所の指示に従い行動し、速やかに議長に報告する。
- ② 同居家族のPCR検査又は抗原検査の結果が、陰性となるまでは登庁しない。

## 4 その他

- (1) 感染者等の情報については、プライバシーや人権に配慮し適切に取り扱う。
- (2) 本対応指針は、国・県・市などの対応状況等に応じて議会運営委員会が修正を行う。